

東京都知事 小池百合子 殿

令和4年度 東京都予算等に対する要望

東京都印刷工業組合

公益社団法人東京グラフィックサービス工業会

東京グラフィックコミュニケーションズ工業組合

東京都製本工業組合

1. サステナブル・リカバリーを踏まえた中小・小規模事業者への支援策の拡充

新型コロナウイルスの影響が長期化し、深刻な影響が続く中、今夏の『サステナブル・リカバリー東京宣言』には、「コロナ禍からの復興は、コロナ以前の社会に戻るのではなく、コロナによる人々の価値観や社会の変化に柔軟に対応しながら、多様性と包摂性に溢れた、強靱で持続可能な社会を実現する機会である。」とあり、コロナ危機からの復興をただ元に戻すのではなく、持続可能な回復とされている点に、大変共感を覚えたところでございます。

さて、印刷・同関連業は、同質化による過当競争が進むとともに新型コロナウイルス感染症の影響で印刷需要が大きく減少し、同質化からの脱却、供給過剰の解消により付加価値額を増大させる産業への改革が求められており、回復に向けては単にコロナ以前に戻るのではなく、デジタル化の加速と各社が保有する設備が最大限の効果を発揮できる状態にするDXの推進が必要になります。

(1) 構造改革推進の梃子となるDXを推進するため、IT化実装への助成
およびITリテラシーの高い人材の育成支援

①DX推進には、各社のIT化の実装が求められます。IT化実装に必要なハードウェア・ソフトウェアなどの購入費用やテレワーク環境整備としてのパソコンやサーバーの購入費用等へのさらなる助成措置が望まれます。東京都が実施してきたテレワーク関連の助成事業では、印刷物およびWeb関連のデザインを担う印刷・同関連業において、10万円未満のパソコンではスペック不足であることから、業界の実情にあわせた機器の購入ができるよう、要件の見直しとともに、1社との契約額が30万円以上の場合は相見積もりを必要とするなどの煩雑な手続きの簡素化も併せてお願いいたします。

②DX推進には、IT活用の旗振り役となる人材が不可欠となりますが、中小の印刷・同関連業ではIT導入・活用のための人材不足が課題となっていることから、ITリテラシーの高い人材を育成するための支援を求めます。東京都では「デジタル人材育成支援事業」を実施し、失業中の若者などに対し、IT関連の職業訓練と再就職支援を一体的に行っていることは承知していますが、都立中央・城北職業能力開発センター等で、印刷・同関連業の業務特性を踏まえた在職者向けのITリテラシーを高めるカリキュラムの設置・充実を図ることをお願いいたします。

(2) 柔軟な働き方を推進するための支援

サステナブル・リカバリーの視点を踏まえれば、今後は、テレワーク、時

差通勤、時短勤務、ワーケーションなど「新しい日常」における柔軟な働き方や未就労者の社会進出を活発化することが求められます。これらを推進するためには、①多様な人材が働きやすい環境の整備、②子供を安心して預けられる環境の整備、③離職せずに介護できる環境整備といったことが必要となります。

①多様な人材が働きやすい環境をつくるためには、生産性の維持・向上は勿論のこと、労務管理を含めた社内制度作り、公正で公平な人事評価制度の在り方などを整備する必要があります。東京都では、令和2年度から業界別人材確保支援事業を実施していますが、「新しい日常」を見据えた中小企業の柔軟な働き方を推進するための支援として、専門家の派遣費用や環境整備に要する費用に対する支援や助成を引き続きお願いします。

②未就労者の社会進出を活発化させることが必要ですが、特に女性の場合は、育児や介護のために就労できないといった割合が依然として高い現状があります。仕事をしながら出産・育児ができる社会を実現するためには、子供を預け、子供の心配をせずに職場で能力を発揮できる仕組みと併せ、キャリア形成の面からも保育の場所や要件を緩和し、子供を預けることが容易になるような環境整備を進めるとともに、施設やボランティアの組織化などの手段を講じ、女性が安心して働ける仕組みづくりの構築をお願いします。

③中小企業の場合、会社の中枢を担う人材が親の介護のために離職することは企業存続の重大な危機となります。仕事と介護の両立は難しい面が多く、企業にとって大きな損失であるとともに、本人にとっても収入が断たれ、企業および本人の双方にとって不利益となります。

育児・介護休業法は、数年おきに改正されているものの、制度の利用率は低調です。利用率を上げるためには、企業文化の変革や育児・介護休業の更なる周知が必要であり、介護休業や育児休業取得に積極的に取り組む中小企業へ助成する新たな施策の創設をお願いします。

(3)東京都中小企業職業訓練助成金の要件緩和

新型コロナウイルス感染症の長期化により、東京の経済は大きな打撃を受けています。中小・小規模事業者の廃業・倒産件数は増え、東京の地場産業である印刷・同関連業は危機的な状況に追い込まれています。印刷・同関連業の多くの事業者は、生き残るために生産性の向上や業態変革への挑戦に強い意欲があるものの、従業員が多能工化、スキルアップ、定着率向上といった課題について事業所内で計画的かつ効果的に教育を行っている企業は極めて少なく、生き残るために必要となる教育訓練や多能工化のための現場教育に対して、東京都中小企業職業訓練助成金の要件緩和をお願いします。

(4)資金繰り支援

東京都の融資制度は、新型コロナウイルス感染症対応融資、政策課題対応資金、一般資金と多くの融資制度がありますが、コロナで疲弊している中小・小規模事業者を支援するため、更なる利率の引き下げ、あるいは無利子・無担保の新たな融資制度の創設を要望します。

2. 事業者団体向け補助金・助成金を活用した支援事業

東京都の施策を各業界に浸透させるためには、各業界団体を通じ、会員および組合員に啓発し、施策の取り組みを業界団体の事業として推進することが最も有効な手段です。これまで東京都では、「団体課題別人材力支援事業」、「団体別採用カスパイラルアップ事業」、「業界别人材確保支援事業」、「はじめてテレワーク（テレワーク導入促進補助事業）」といった支援事業を展開し、印刷・同関連業界の事業者団体も積極的に利用しているところであり、令和4年度においても中小企業新戦略支援事業（団体向け）の実施や、ITリテラシーの高い人材を育成するための支援、柔軟な働き方の導入支援など、時機にかなった補助金事業、助成金事業の継続・創設を要望します。

3. 東京都発注印刷物の入札方法の改善

東京都発注の印刷物入札において、適正な積算根拠を伴わない過度な低価格受注や不適格な企業の参入は、品質の低下を招くばかりでなく、印刷・同関連産業界の健全性、信用性を損なうことにつながります。環境への配慮、労働安全衛生の徹底、品質確保、BCP対策等を講じている企業の健全な経営が維持できるよう、次の方策を講じるようお願いいたします。

(1)「最低制限価格制度」の本格導入

東京都では平成28年度から最低制限価格制度の試行を続けておられますが、健全な中小企業の育成のため、さらにダンピング防止のためには最低制限価格制度が有効です。本制度は47都道府県のうち、32道府県が導入済みであり、東京都におかれましても早期の本格導入を要望します。また、現在の試行では最低制限価格の算定式は予定価格の10分の7となっていますが、本格導入時は最低でも10分の8への引き上げをお願いいたします。

(2)適正な予定価格の設定

最低制限価格制度の実施にあたり、一番重要なことは適正な予定価格を算出するための積算方法と積算根拠です。一般財団法人経済調査会発行の「積算資料印刷料金」に掲載されている積算方法の遵守は勿論のこと、最新の最低賃金の大幅な改定や用紙・インキなどの原材料費の価格高騰が反映された

予定価格の算出を行っていただくようお願いします。

(3)資格保有者への優遇措置導入

調達を経済合理性の側面だけでなく、温室効果ガス削減、男女共同参画の推進等、社会貢献度に応じた優遇措置を求めます。さらに環境に配慮した安心・安全な製品の提供を担保するため、グリーンプリンティング（GP）工場認定、環境推進工場登録、CSR認定、メディア・ユニバーサルデザイン（MUD）など、各種資格の認定取得企業への優先発注など、インセンティブやアドバンテージの導入を積極的に図っていただくことを要望します。

(4)東京都および各特別区・都内市町村においての地元企業への優先発注、地域の中小・小規模事業者等の積極活用

印刷・同関連業は、東京の地場産業として東京都の経済・雇用の重要な担い手となっています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小印刷会社の売上は大きく落ち込んでいます。東京都印刷工業組合が行った調査では、コロナ前に比べて売上高が対前年比70%以下の企業割合が20%を超えており、この傾向はここしばらく続くことが予想されます。今こそ、東京都の指導によって、各特別区や都内市町村が発注する印刷物の地元企業への優先発注を徹底し、地域の中小・小規模事業者の支援を図られるよう強く要望します。

(5) 知的財産権の財産的価値の取り扱いの啓発

東京都は、国の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に記載されている「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」ということを財務局長名で周知していることは承知していますが、今後も更なる徹底を図っていただきたい。特に令和2年度からは、新たに講ずる措置として「知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用の促進」が追加されました。東京都においてもコンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用を図るよう要望します。

(6)著作者人格権の不行使特約条項の撤廃

著作権は本来、それ自体が財産的価値を有することから、印刷物制作費とは別に、財産権としてのその正当な価値評価を加算していただきたい。加えて、著作者の基本的な人権を否定する「著作者人格権の不行使特約条項」は著作権法の趣旨に反するものであることから、即時の撤廃を強く要望します。

以上